

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 西尾市立津平保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 犬塚 知美	定員（利用人数）： 89名（98名）	
所在地： 愛知県西尾市吉良町津平下天神34番地		
TEL： 0563-35-0456		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和31年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 西尾市		
職員数	常勤職員： 13名	非常勤職員： 9名
専門職員	（園長） 1名	（養護補助） 1名
	（主査） 1名	（事務） 1名
	（保育士） 16名	（配膳調理員 外部委託） 1名
	（保育補助） 2名	
施設・設備の概要	（居室数） 4室	（設備等） 医務室・遊戯室
		調理室・園庭・プール・調乳室

③理念・基本方針

★理念

一人一人の子どもを尊重し、愛情豊かに育み、心身ともに健全に育つための基礎づくりをする。

★基本方針

- ・健康で安全な保育を基本とし、一人一人の個性を大切にされた愛情豊かな保育をする。
- ・職員一人一人が専門性の向上に務め、保育について共通理解を図り、発達過程に応じた保育をする。
- ・異年齢児での交流保育を通して、子ども同士の学び合いを大切にする。
- ・家庭や地域との連携を図り、信頼関係を築くと共に子育て支援に努める。

④施設・事業所の特徴的な取組

①山や茶畑、柿畑等、保育園の周りは緑に囲まれたのどかな風景が広がっています。子ども達は、自然豊かな園庭を走り回ったり、季節の生き物と触れ合ったりして、伸び伸び育っています。
 児数は98名で、幼児クラスに在籍の75名の園児のほとんど（95%以上）が近くの津平小学校へ就学予定です。津平地区は地域の関わりが強く、津平保育園も地域に根差した保育園を目指しています。

②保育目標に、「いきいき遊ぶこども」「友達と仲良く遊び協力しあう子ども」「やさしさと思いやりのある子ども」「考えたり工夫したりする子ども」の4つを掲げ、「笑顔いっぱい元気な津平っ子」を目指して、全職員で力を合わせて保育を進めています。
 コロナ禍中は、異年齢との交流をできるだけ控えていましたが、今年度から、子ども達が人とつながりを喜びながら、「友達と遊ぶことって面白い。もっと遊びたい。」と感じられるよう、「つひらっこデー」と名付け、異年齢保育に力をいれていくことを努力目標にしています。
 異年齢の関わりは、大きい友達が小さい子に優しくしたり、小さい友達は大きい友達に憧れをもったりして、保育目標を達成するための活動の一つとなっています。子ども達は、今在籍しているクラスだけでなく、「つひらっこデー」で過ごすクラスも決まっており、いつもとは違ったクラスや職員と一緒に過ごす経験をしています。

③津平小学校との交流の機会を計画的にもち、小学校への滑らかな移行ができるようにしています。小学校の先生方が来園し、保育見学をしたり保育参加をしたりする機会も作っています。
 幼保小架け橋プログラムを意識して、遊びを通して「幼児期の終わりまでに育てたい姿」を育てていることや、ねらいをもって活動していること等を、情報共有しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 5月27日（契約日）～ 令和 7年 2月21日（評価確定日） 【令和 6年11月18日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	2回 （令和 元年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆全職員一体となったきめ細かな保育

園独自の4つの保育目標を達成することで、質の高い保育の実現を目指している。園長と園長のサポートをする主査を中心に全職員が一体となり、人材育成や異年齢保育、療育等に積極的かつ丁寧できめ細かな取組みを行っている点。

◆自己評価に対する真摯な取組み

自己評価に対して真摯に取り組み、一つひとつの項目に時間をかけて精査している。自己評価の内容を確認し、できていない部分や理解の浅い部分を掘り起こし、足りない部分を確認している。さらに、今後の研修計画に取り上げて園内研修で理解を深めるなど、丁寧な振り返りを行っている。自己評価への向き合い方の真面目さが、職員の学びにつながっている。この姿勢を継続することによって、職員のスキルアップにつながっていく。

◆多彩な食育の取組み

自然を活かし、多彩な食育計画が作成されている。市主催の栄養教室を受け、5歳児が栄養について学んでいる。給食の写真を毎日電子連絡帳で配信している。借りている畑で季節の野菜を育て、収穫した芋などを手作りおやつに取り入れている。古語もたちが野菜の皮むきなどを体験している。食事量の調節も子どもに合わせて行っており、強要することなく楽しい雰囲気での給食となっている。

◇改善を求められる点

◆計画の実施状況の評価

園独自の中長期の計画と単年度計画において、数値目標や具体的な到達点の設定がないため、進捗評価や最終評価が曖昧にならざるを得ない状況である。実施状況の評価が適切に行える取組みに期待したい。

◆マニュアル研修による職員の育成

園長・主査を中心に、真摯に学び、日々の保育実践に取り組んでいる姿勢が感じられた。ただ、マニュアルの有効活用が図られていないケースが散見された。今回の第三者評価受審で新たに気付いた部分や、職員の理解が十分ではないと感じている部分に関して、該当するマニュアルを読み合わせることで、職員の自信となり、またレベルアップにもつながる。マニュアルを活用して、職員の育成を図りたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、自己評価を行うことで、保育園の役割や社会的責任について再確認することができました。改善を求められる点について、全職員で周知し、保育現場で活用することで、保育の質の向上につなげていきたいと思います。

評価が良かった点についても更なる改善に努めることで、今後、多様化する保育ニーズに対応できるように努めてまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 保育理念や保育方針は、市のホームページやリーフレット、事業計画、「全体的な計画」、「重要事項説明書」等に明文化されている。保護者へは入園説明会や保育参加の際に丁寧に説明を行い、職員へはいつでも確認が出来るように携帯用のミニカードに記載したものを配付し、近隣地区のすべての家庭へはリーフレットの回覧を行うことで周知を図っている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 市が社会福祉事業全体の動向や子どもの数、利用者像、保育のニーズや潜在的利用者のデータ収集を行い、課題の把握や分析を行っている。毎月、開催される園長会では、市からの情報提供や他園との情報交換がある。さらに、全国保育協議会が毎月発行を行っている会報「ぜんほきょう」を購読し、全国保育士会や愛知県保育士会で開催される研修会に参加している。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 市が社会福祉事業全体のデータ収集を行った課題の把握や分析に基づき、経営課題を明確にした「第2期西尾市子ども・子育て支援事業計画」が進行中である。園においては保育の質の向上のため、子どもの興味や発達に合わせた環境構成を行うことが課題であり、園内研究で取り上げ、日々の保育の中で実施すべき課題を明確にして取り組んでいる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 市が行った園をとりまく環境と経営状況の把握・分析に基づき、経営課題を明確にした「西尾市第2期子ども・子育て支援計画」が進行中である。園独自の課題を人材育成、研修計画、子育て支援、地域との関わり、防災への備え、施設管理の6つに分類し、3年ごとに中長期計画の策定を行っている。今後は実施状況の評価を行える取組みに期待したい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 「西尾市第2期子ども・子育て支援計画」を基に、園独自の中長期計画で課題として分類をした6つの項目について、単年度の事業計画を毎年4月に策定している。それを受け、クラスごとに「クラス目標」を設定している。職員へは事業計画を配付し、L o G oチャットアプリで配信を行って周知を図っている。今後は実施状況の評価を行える取組みに期待したい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画の策定は、職員の意見を集約・反映させて園長と主査が中心となって行っている。計画期間中は夕朝礼ノートへ職員の配置や課題等について記載し、市のL o G oチャットアプリで全職員へ配信している。実施状況の評価や周知を図り、課題内容によってはアプリ内でアンケートを取るなど、職員の意見の収集を行い、次期の事業計画の見直しに取り組んでいる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 入園式、重要事項説明会や保育参加の際に、事業内容にイラストや吹出しコメントを活用して理解を深める取り組みをした事業計画を配付している。事業内容の理解を促すため、保護者に一つひとつ丁寧に説明し、社員研修の様子や修繕を行った事例の報告、園が取り組んでいることなどを、ハモグー配信を使用して写真や文章で紹介している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 園独自の「自己評価チェック表」を使用して、年1回の自己評価を行い、自己評価を数値化したデータを基に園の強みと弱みについてを協議する機会を設け、職員全員で分析・検討を行っている。保育の質の向上に向けた取組みとして、事業計画の保育方針や保育目標に掲げ、単年度事業計画を遂行することで達成することを目指している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	① ・ b ・ c
<コメント> 園独自の自己評価や保護者アンケートから明確になった課題に対して、単年度事業計画の改善・見直し、数年にわたる課題においては中長期事業計画の改善・見直しを行い、全職員へは職員会議やL o G oチャットアプリで配信を行い、周知を図っている。園全体に改善意識が高いことから、今回の第三者評価の結果を踏まえた改善も期待できる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長は年度当初に「保育所職員のあり方」を使用して、全職員へ役割と責任について表明し、読合わせを行っている。ホームページやリーフレット、組織図、「重要事項説明書」や「運営規程」に記載して周知している。有事における園長の役割と責任については各種マニュアル記載があり、職員室内と各クラスに常設していつでも確認が出来るようになっている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長は保育所において遵守すべき関係法令について、「法令リスト」としてリスト化とファイリングを行っている。ファイルを職員室に常設し、職員はいつでも確認が出来る。市が行う研修や園長会、「全保協ニュース」等で得た情報を職員会議、回覧やL o G oチャットアプリ等を使って周知を図っている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長は園独自の「4つの保育目標」を掲げ、「保育の質の向上」を目指している。取組みの一つに「つひらっこデー」として、異年齢保育に力を入れている。人材育成においては、研修参加後に職員会議で資料の回覧や研修報告を行い、全職員で情報共有とO J Tによる振り返りを実施している。W e bによる参加可能な研修は、会計年度任用職員も含めて全職員の受講を促している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> 人事、労務等の管理は、市の庶務管理システムを利用して行っている。園長は実効性を高めつつ、職員個々の家庭の状況や通勤時間、保育の経験年数等を考慮したライフ・ワーク・バランスに配慮している。会計年度任用職員の活用やI C Tの活用により、事務時間の確保や時間外労働の適正化に務め、職員にとっての働きやすい職場環境作りに取り組んでいる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 職員の募集、採用や教育・研修は市の人事課や保育課が担っている。市のホームページに採用情報のページを設け、正規職員や会計年度任用職員の募集を行っており、育成懇談会で要望を提出し配属が決定する。福祉人材の不足に対し、実習生受け入れや職場体験を通して、保育の楽しさや職場のイメージを伝えるなど、園の魅力をアピールして人材確保の手助けをしている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<コメント> 市の人事考課制度に基づいた人事管理が行われている。「保育所職員の在り方」において、市が目指す職員像が明確に定められている。職員は年度当初に「成果評価シート」や「能力・取組シート」を利用して年間目標を立て、園長・主査と面談し、保育目標等の進捗や研修受講等を確認して評価している。会計年度任用職員も、この目標管理制度の対象となっている。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ワーク・ライフ・バランスに配慮して勤務シフトを作成し、全職員が平等に有給休暇を取得することが出来るよう配慮している。職員や家族の病気欠席の対応や、メンタルヘルスチェック等の体制が構築されており、職員の心身の健康に配慮した職場となっている。職員個々の有給休暇や時間外労働などの就業状況は、庶務管理システムを介して確認を行っている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>年度初めに、市が定めた「保育職員の在り方」をモデルにして、職員が「成果評価シート」や「能力・取組シート」を使って年間目標を立てている。年3回の主査との面談では、モチベーションの維持を目的に一人ひとりの思いを聞きながら、取組みの進捗や目標の評価を行っている。会計年度任用職員が責任を持って職務を遂行するよう、目標管理の対象としている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>研修に関しても市が管理運営を行っている。期待する職員像を明示し、その実現に向けて様々な研修の準備があり、各職員は自身のレベルに合わせた研修を受講している。園長会の研修部会において、定期的に研修内容やカリキュラムの評価や見直しを行い、教育や研修が適切に行われるよう取り組んでいる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>年齢や経験年数、担当クラスを考慮し、市が用意している研修や外部研修に参加している。外部からの研修案内は、園内に掲示したり、L o G oチャットアプリで全職員へ配信を行い、研修への参加を促している。職員は自身が受講した研修履歴が分かる仕組みがあり、個々の知識や経験に合わせた研修へ参加をすることが出来るシステムが構築されている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れに関しては、市作成の「実習生受入れマニュアル」と「保育実習要領」に従って受入れを行っている。受入れ時には、職員会議で「実習生受入れマニュアル」の読合わせを行い、全職員へ周知を図っている。実習の終了後にも職員会議で振り返りを行い、実習指導担当者をはじめ職員の資質向上へつながる気付きの場としている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育理念や保育方針を、リーフレットや市のホームページに明記して公開している。園独自の事業計画を、ハグモーにより保護者等へ配信している。保護者からの苦情や相談に関しては、市のホームページやリーフレット、「重要事項説明書」に明示している。保護者の目につきやすい場所へ意見箱を設置し、いつでも受け付けが可能な体制が構築されている。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の「予算点検執行マニュアル」に基づき、事務、経理、取引等に関するルールの確認及び報告を実施している。物品購入や施設整備や設備改修については、職員が園長に要望し、園長が市に稟議を申請している。市の決裁を得て、指定業者から物品を購入している。定期的に市や県の監査を受けて指導等を受けている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	①	b · c
<p><コメント> 園長が地域の行事に積極的に参加し、子どもと地域との交流が広がるよう努めている。地域のコミュニティが確立しており、子どもが地区のお祭りやグランドゴルフ大会、コスモス祭り、運動会などに参加する機会がある。子どもの作品の展示依頼や小学校との合同避難訓練、不審者訓練を行うなどの交流がある。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	② · c
<p><コメント> 中学校の職場体験や高校生のインターンシップ、大学生による保育補助のボランティアの受け入れている。ボランティア受入れに際しては、「ボランティア受入マニュアル」に従って受入れを行っている。ボランティアが子どもと接するにあたって、必要な研修の実施に関しては課題が残る。また、学校教育への協力や保育補助に限らず、多様なボランティアの受入れを望みたい。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	①	b · c
<p><コメント> 市の保育課や関係部署、医療機関、発達支援センター、保健センター、民生児童委員等の関係機関と連携している。これらの連絡先についての一覧表がマニュアル内にファイルしてある。また、療育施設からの移行児童については、事後のフォローや療育支援事業等の取組を行っている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	①	b · c
<p><コメント> 園長が地域コミュニティへ積極的に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。未就園児対象の園庭開放日（ひよこデー）や地域活動事業のミニコンサート・触れ合い遊び・リトミックの開催時にも、保護者からの相談がある。それらの相談の機会に、保育ニーズを拾っている。小学校との合同避難訓練時にも、災害時における地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	② · c
<p><コメント> 園では、地域活動事業としてミニコンサートや触れ合い遊び、リトミック等を開催している。常時、育児相談を開催しており、未就園児の保護者に対して子育て支援をサポートしている。今後は、保育の提供に関するノウハウや専門的な情報を配信するなど、地域に還元する取組みに期待したい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<コメント> 園長、主査が中心になり、保護者へ園の理念や活動について理解を深める取組みをしている。行事ごとに、園長挨拶の中で園の目標や基本方針の確認をし、保護者への保育理解へとつなげている。主体的な保育を展開し、子どもの思いに寄り添って行事を計画している。また、支援の必要な子どもに、視覚支援を留意し、生活の見通しがつくように寄り添っている。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<コメント> 「津平保育園マニュアル」の中に、プライバシー保護のマニュアルがある。市の標準マニュアルに、園の状況を加えたマニュアルとなっている。職員は、入職時の研修の中でプライバシーの保護に関する説明を受けている。また、毎年度の初めに、職員が個人情報保護の誓約書を記入し、その都度園内で説明が行われている。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<コメント> ホームページに、園紹介のリーフレットと動画が掲載されている。市役所に同じリーフレットが置いてあり、入園を希望する保護者が手に取りやすいようになっている。子育て支援として、未就園児の親子を招く「ひよこデー」という取組みがある。そこに参加して保育の様子を見てもらったり、電話相談や園見学など、ニーズに応じて対応している。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<コメント> 保育の変更時には、決められた手順によって保護者に説明している。入園時の重要事項の説明は園長が行っている。特に配慮の必要な保護者に対しては、入園前に時間をとって直接話し合いの機会を設けたり、他部署と情報を交換したりして、準備を整えている。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	① ・ b ・ c
<コメント> 保育所変更時の定めは、市のマニュアルに従って行われている。引継ぎ・申し送りの手順も確認できた。行政や関係機関、他の福祉施設や事業所との連絡も、保護者に確認した上で行っている。子どもへの適切な支援が、関係機関同士、同じ目標で継続していけるよう心を配っている。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<コメント> 懇談会を行い、保護者の話を聞いている。また、参観や主要な行事の後に保護者アンケートを取り、その結果を保護者へ知らせている。園の理念や方針を基に、保護者の思いに寄り添い、意見に対して真摯に対応している。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① ・ b ・ c
<コメント> 苦情解決の仕組みができており、「重要事項説明書」に記載している。送迎時に目につく場所に掲示され、苦情の相談窓口が分かりやすくなっている。園長・主査も、積極的に保護者に声をかけて寄り添い、話しかけ、問題があったときも、意見や苦情を言いやすい関係づくりに努めている。		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ ② ・ ③
<コメント> 保護者が相談したい場合に、話しやすい相手を選べるよう、「園だより」で伝えている。意見箱の設置や保護者アンケートを行い、満足度調査に努めている。アンケートの結果は、連絡帳アプリで配信し、意見についての園の考えが記してある。意見は職員会議で話し合われ、次の行事計画に反映される。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ ② ・ ③
<コメント> 保護者からの意見に対しての対応マニュアルが整備され、「意見要望書」や「育児相談報告」と、内容ごとに担当が報告・記録をしている。その内容は職員間で共有され、すぐに把握して対応できるよう整備されている。市へ届く意見についても、すぐに園長へ連絡があり、詳しい確認と対応の検討をしている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ ② ・ ③
<コメント> ヒヤリハット報告・事故報告の事例をまとめ、要因を分析し職員会議で報告をすることで、危険な場所や気を付けることを職員全員で確認しあっている。睡眠時の呼吸、向きの確認、水遊び記録簿、食事の見守り体制など、丁寧な記録で安全な保育を心掛けている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ ② ・ ③
<コメント> 「感染症マニュアル」は整備され、担当者・担当部署も定まっており、必要な研修も行われている。感染症の発生は電子連絡帳で保護者に知らせ、双方で情報を共有している。マニュアルは市立の保育園共通で、園長会で随時更新され、最新の情報となっている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ ② ・ ③
<コメント> 園が災害時の避難所指定を受けており、災害時に地域住民を受け入れる場所となっている。近くの小学校と合同で訓練を実施し、防災無線の実地訓練も行っている。ただし、正規職員の研修は定期的に行われているが、会計年度任用職員に関しては未実施である。子どもの安全を守るため、全職員に周知徹底を期待する。市・危機管理課の防災講座の自主研修を行う予定である。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ ② ・ ③
<コメント> 各種マニュアルが分かりやすくまとめられている。マニュアルは市内の公立園共通で、園長会等で定期的に話し合いが行われ、随時更新されている。更新したものはネットワークを通じて各園で共有されており、必要な時に、職員が園内のパソコンですぐに確認できるような仕組みが確立している。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
<コメント> 2～3ヶ月に1度の割合で行われる市の会議に園の代表者が出席し、マニュアルの見直しを含めて会議が行われている。月週案やクラス運営案は担任職員が決定し、月末に評価をし、反省を活かして次の計画につなげている。行事については、保護者アンケートの結果を踏まえ、父母の会役員の意見を反映させて毎年見直しを行っている。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> 市で定められた要綱に従い、統一様式でアセスメントを行っている。「保育の全体的な計画」に基づき、年間指導計画、月週案、3歳児以下の個別指導計画、障害のある子どもの個別指導計画が作成されている。月末に主任が確認・指導を行い、クラスの事情を踏まえながら助言・指導を行っている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<コメント> クラスの指導計画は担任職員が作成し、園長・主任が確認して指導を行っている。新卒3年目までは、市で決められた記録の下書き用紙を活用している。気になる子どもについて、個人別に記載していくことで、指導計画の書き方や子どもの見方の下地になっている。それを主任が毎月確認して指導をすることで、子どもの見方や評価の書き方を学んでいる。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<コメント> 保育実践の記録は、市の公立園のネットワークで手順が確立しており、統一の方式がとられている。記録方法のマニュアルもあり、子どもの見方に差異が無いよう、園長・主任の指導の下に指導計画・個別指導計画が作成されている。市の職員チャットで情報を共有でき、保護者へは、連絡帳アプリで園の情報を配信している。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<コメント> 市の職員として、毎年「個人情報保護規程に関する誓約書」を提出している。また、個人情報を含むプライバシーに関する研修を受ける機会がある。子どもの個人情報に関わる書類は、鍵付きの書庫で管理している。「個人情報保護マニュアル」や「保育園職員としての在り方」など、市のマニュアルを活用して園内研修を行っている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」には、すべての職員が関わる職員会議等で話し合いが行われている。職員会議で見直しが行われ、そこでの反省に基づいて次年度の計画へとつなげている。職員配置や園の保育体制の事情により、職員会議へ参加できない職員への周知は十分とは言い難い。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>各学年、少人数で過ごせる環境で、家庭的な雰囲気を意識し、ゆったりと生活できる環境を大切にしている。特に乳児クラスでは、玩具の消毒や殺菌庫をこまめに使い、衛生面に配慮している。園庭も広く、子どもがのびのびと遊べる環境が整っている。障害のある子どもには加配の職員が配置され、個々の特性に応じて環境を整え、落ち着いて生活できる環境が確保されている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりが見通しをもって生活できるよう、環境を工夫している。1日の流れが見てわかるように、日課が黒板に掲示されている。障害のある子どものみならず、健常児にも見通しがつきやすい環境である。年度初めは、不安を抱く子どもに対して園全体でフォローし、安心して過ごせる場所づくりをしている。子ども一人ひとりの欲求を満たすよう努めている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>持ち物の始末の方法を写真で掲示し、トイレのスリッパを揃えておく場所に目印をつけるなど、視覚支援を用いて、子どもが無理なく生活習慣を身に付けるよう工夫している。また、食後の歯磨きを座って行うことで、落ち着いて、危険の無いように歯磨きができるようにしている。子どもが、日常の生活を見て分かるようにすることで、自然に身に付くような環境となっている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが主体的に活動できるよう、子どもの姿を的確に捉えた保育計画を作成している。子どものやりたいことを話し合っ環境設定を考えている。子どもをその気にさせるような働きかけで、楽しく盛り上げている。園内研修で他のクラスの環境設定を見る機会があり、自身の保育実践を振り返り、日々の生活と遊びの場を豊かにする保育につなげている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>0～2歳児は、合同の保育室で過ごしている。広い部屋と広い園庭で、十分に身体を動かせる環境である。室内は遊びの環境を整え、職員間で連携して保育を行っている。月齢や発達に応じて生活リズムを考慮し、遊びの空間利用を時間で交代したり、戸外と室内に分けたりしている。少人数で過ごせる時間を作り、愛着の形成を大切に落ち着いた環境を整えている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>こども一人ひとりの思いに寄り添い、職員間で連携を取り合っ保育を進めている。0～2歳児が同じ部屋で活動しているため、噛みつきが発生することもある。しかし、子どもにとっての自然な発達段階の一部として考え、職員間で話し合い、子どもの噛みつきが減るような環境整備に努めている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「つひらっこデー」と称した縦割り保育の日を設定し、子どもの縦割りの環境を作り、年齢の違う子ども同士の関係作りや、担任以外の職員との交流に役立っている。職員も、色々な子どもの姿を知ることによって、園全体で見守る姿勢が自然ととれるようになった。障害のある子どもも、加配保育士や主任が個別にサポートし、様々な環境に加われるよう手厚く配慮している。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 障害のある子どもの個別指導計画を作成し、その子どもに合わせた援助を行っている。障害の診断はないが配慮が必要な子どもについて、担任が困った場合は、園長や主任がサポートできる体制が整っている。小学校との連携も早期に行い、夏休み中の小学校教員の園見学や話し合いなど、連携を密に行って就学への見通しが立てるようにしている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 早朝、昼間、延長の時間で担当が分かれるため、「引継ぎ簿」がクラスごとに設けられ、長時間保育にも活用されている。毎日記録され、担当が反省を書いて主任が総括を行っている。早朝、延長利用者は今年度は少ないため、職員会議に出席できる職員も多く、話し合いも十分に行うことができる。出席できない職員にも、グループチャットで内容が知らされている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 地域の絆が強く、園長が園の代表として様々な行事に参加して園の理解を得ている。ほとんどの子どもが同じ地域の小学校へ入学するため、小学校とのつながりも深く、交流も盛んである。「架け橋プログラム」として、深い交流が行われているモデルのような園である。障害のある子どもの情報は、保護者の承諾を得て、小学校へ伝えられている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」は、市の公立園共通のマニュアルであり、必要な時に園長会を通して更新されている。全職員で周知する必要がある子どもの既往症については、職員会議で共有している。緊急性の高いものは、職員チャットですぐに知らせ、翌日の保育開始時には全員が知っている状態にしている。感染症の発生時には掲示や電子連絡帳を通じて保護者へ知らせている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 健診の結果は「健康診断票」に記録し、職員が確認できるようにファイリングしている。決められた回数の健診を行っており、結果が記録されている。当日欠席した子どもは、直接園医の医院へ行き、健診をしてもらうシステムになっている。家庭へは「園だより」で伝えられ、異常が認められた子どもに関しては、保護者へその日に口頭で伝えられる。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 医師が記載する「生活管理指導表」に基づき、アレルギー児の情報を得て、アレルギー食の提供を行っている。アレルギー食の提供は、調理員、保護者、担任、園長が書面を確認し、献立をチェックしている。提供時には、アレルゲンがないことを複数の職員で確認してから提供している。「アレルギー対応マニュアル」を職員会議で読み合わせ、周知を図っている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 食育計画に基づき、食事の提供や食事指導を行っている。市主催の栄養教室を受け、5歳児が栄養について学ぶ機会を作っている。給食の写真を毎日電子連絡帳で配信している。借りている畑で野菜を育て、収穫した芋などを手作りおやつに取り入れ、野菜の皮むきなどを体験している。食事量の調節も子どもに合わせて行い、強要することなく楽しい雰囲気食べている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 市作成の「衛生管理マニュアル」に従い、衛生管理を行って調理している。3歳未満児は発達に応じて細かく刻んだりしており、個々の口腔発達に応じて、家庭と連携を取りながら進めている。調理は給食センターで行われたものが届くが、離乳食や刻み食にするなどの個々の対応は園で行っている。嗜好調査、残食調査を行い、毎月市の栄養士に報告している。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 保護者へ保育の意図が伝わるよう、毎月のねらいを「園だより」で配信している。月末の「クラスだより」でねらいに沿った活動を伝えるため、担任が作成し、園長・主査が確認して保護者に伝えている。懇談会や保育参観等での保護者意見を職員会で共有し、改善に向けて取り組んでいる。保護者の願いと園の方針をリンクさせるよう、バランスを取って行事を計画している。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 送迎時に積極的に声を掛け、毎日の様子を伝えて保護者とコミュニケーションを取り、話しやすい雰囲気を作っている。相談したい職員と、個別にゆっくり話ができるよう心掛けている。相談を受けた職員が、適切に対応することへの不安があるため、現在の方法に加えて、個々のスキルアップの研修を実施し、相談に対する助言者やヘルプの方法を加えることを望みたい。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」に従い、虐待が疑われる家庭の見守りを行っている。普段の生活でも、子どもの視診や身体測定時に確認をして、体の傷やあざの有無を確かめている。虐待が疑われる子どもについては、市・家庭児童支援課と情報を共有している。マニュアルに基づく研修が行われておらず、職員に不安がある。職員が自信をもって対応できるよう、研修を計画されたい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 園独自の自己チェック表を活用し、結果を園内で話し合う機会がある。園内研修や話し合い等の真面目な取り組みは、職員の質を底上げしている。職員が働きやすいように主査が休憩時間の采配をし、園全体でリスペクトし合って助け合っている。安心して働ける環境作りと専門性の向上を目指し、日々の支援にあたっている。		